

入札説明書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（1）調達案件の名称

オンライン入金機による集配金業務

（2）調達案件の仕様

別添入金機仕様書のとおり

（3）期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（4）納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

（5）納入場所

鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院

2 公告の日 令和 7 年 12 月 23 日（火）

3 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号） 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（3）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた 者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行 われた者でないこと。

（4）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約 の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下 「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備のその他もし くは運送・旅客業の貨物運送に登録されている者であること。

4 契約する者

鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院長 花木啓一

5 契約担当部局及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院事務局経営課企画担当

電話 0858-22-8181

6 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月26日（月）午後1時30分

鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院 第2会議室（外来・中央診療棟
5階）

(2) 郵便等による入札

不可とする。

7 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、下記の書類1部を令和8年1月13日（火）

午後5時までに5の場所に提出しなければならない。

なお、提出方法は郵送可とし、その場合、上記期限必着とする。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 令和3年4月1日から令和7年12月22日までの間に同種業務を自社で行った実績
を証明する契約書の写し等の書類

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなら
ない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 資格審査について

(1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その
結果を令和8年1月19日（月）までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対

し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年1月21日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和8年1月23日（金）までに書面により回答する。

9 入札及び開札

（1）入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札書には、別添入金機仕様書に示す業務を1の（3）の期間において遂行するに当たり、必要とされる費用の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

（2）入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（3）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（4）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

（5）入札者は、入札書の記載内容を末梢、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

（6）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（7）入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

（8）入札書及び委任状の様式は、様式第2号及び様式第3号とすること。

（9）入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立厚生病院長 花木啓一」とすること。

（10）再度入札は2回をもって終了とする。（初度入札を含めて3回とする）

（11）不落札の場合には、随意契約とする。

10 入札の無効

（1）本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

（2）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

（3）他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

（4）委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。

（5）入札に関して不正の行為があった者の入札

（6）記名押印のない入札書による入札

- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札
- (10) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 3 項の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を完遂できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

14 調達内容に対する疑義

入札説明書等に対して疑義がある場合は、5 の契約担当部局に説明を求めることができる。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

- (1) 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等さ

せること。

(5) 11 (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに、契約保証金免除申請書（様式第4号）を、5の場所に提出すること。